

「平成 28 年度 森林総合研究所営事業 事後評価 技術検討会「郡山区域」議事録」

日時：平成 28 年 7 月 12 日（火）10：00～11：50

場所：農林水産省 北別館 7 階 会議室

事務局：ただいまより、平成 28 年度 森林総合研究所営事業 事後評価「郡山区域」技術検討会を開催いたします。開催に先立ち、1 点確認いたします。

技術検討会は、透明性の確保から公開するものとし、プレス取材や一般の傍聴ができるものとしています。

本技術検討会の開催について、7 月 1 日に、農林水産省よりプレスリリースするとともに農林水産省 HP において公表し、傍聴の申込みを受け付けましたところ、傍聴の方がお二人おられますので、御了承いただきたいと思っております。

また、同じく透明性を確保するという観点から、議事概要及び議事録については公表とします。公表に際しては、各委員の発言と御名前を付すこととします。議事録は各委員の確認後に公表となります。御理解をよろしくお願いいたします。

開催に先だち、森林整備センター事業事後評価委員会の委員長であります、森林総合研究所森林整備センター農用地業務室の腰山室長より、御挨拶申し上げます。

腰山室長：本日は、先生方におかれましては、非常に暑い中、事後評価技術検討会に御出席いただきまして、ありがとうございます。併せて、5 月 17 日の「郡山区域」の現地調査について、あいにく雨が降る中でしたが、御参加いただき、本当にありがとうございます。

本日は、議事次第にもあります通り、関係団体の意見の報告と事後評価書（案）の説明を行いまして、その後、評価書に記載する技術検討会の意見の取りまとめを行っていただく予定となっております。

取りまとめられた技術検討会の意見を評価書に記載した後、評価書は完成となりますが、より適切で地元のためになる評価書として取りまとめたいと思っておりますので、そのような観点で皆様の意見を頂き、取りまとめていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、技術検討会出席者の御紹介に入りたいと思っております。

（技術検討会委員紹介、事後評価委員等紹介）

事務局：次に、森林総合研究所森林整備センター事業事後評価技術検討会規則に基づき、委員の中から委員長の選出をお願いしたいと思います。規則において、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」となっております。事務局案として、浅野委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（各委員より：賛成との声あり）

事務局：浅野委員に技術検討会の委員長をお願いします。浅野委員長より御挨拶をお願いします。

浅野委員長：浅野です。御指名ですので、委員長を務めさせていただきます。現地調査におきましては、残念ながら雨が降ったりして、少し現場の良さが減殺された気がしますが、現地を見せて頂いて初めて分かることもあり、その地域でいかにこの事業が活用さ

れているかしっかり見せて頂き、その結果を技術検討会の意見として取りまとめるという重大な責務があると理解しています。私自身がこんなことを言うのも変かも知れませんが、国の公共事業の評価というのは完璧なものではなくて、ある意味、事後評価については、どのように進めていくのかということも今後も学術的な見地から検討を深めていく必要があると思っています。今回、その事例としても大きな示唆を与えるようなものではなかったかと思っています。それについても、現場で見せて頂いたことを国にお返しできるように、しっかりまとめたいと思いますので、委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。続いて議事となりますが、議事に入る前に資料を確認させていただきます。
(資料を順に確認)

浅野委員長：それでは早速、議事に入りたいと思います。議事次第(1)関係団体の意見の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局：説明させていただきます。
事後評価の実施にあたり、「事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果をとりまとめる」となっており、6月までに関係機関から意見の聴取を行いました。
「郡山区域」の関係機関は、福島県、郡山市、三春町の3機関となっています。
提出された意見は、資料にまとめていますが、それぞれ原文です。読み上げて報告とします。

福島県 農林水産部長

本事業により、農用地及び農業用道路が一体的に整備され、効率的な営農が実現し、担い手への農作業受委託及び生産性の向上が図られており、事業効果が発現されていると評価している。

特に、大型機械の進入が容易になったことや暗渠排水による乾田化、排水路整備により法面崩落の危険性が解消された。また、農業用道路が整備されたことにより牛舎に大型トラックの横付け可能となり、飼料や堆肥の搬入が容易になった。

さらに、篠坂神楽等の伝統文化や紅枝垂れ地蔵桜等の地域資源を通して都市住民との交流のための農業用農道の利用や親子体験農業を実施する等、都市農村交流の促進に貢献している。

しかしその一方では、原発事故による風評被害による農産物の買い控えや取引価格の低迷等、生産・販売面では今も影響が出ている状況にある。

今後は、県内全ての生活圏に接する地理的条件や高速交通体系、県内有数の人口集積等、恵まれた条件を生かしながら、東日本大震災及び原子力災害からの復興並びに地域農業の振興に寄与すると期待している。

(平成28年6月14日受領)

郡山市長

本事業による整備により、農用地の条件が改善された結果、機械経費の減少及び労働時間の短縮等が図られ、受益者の負担が軽減された。

また、農業用道路については、受益地から収穫された農作物の運搬、集出荷の効

率化が図られたほか、地域住民の日常生活における利便性の向上や市街域からの往来に利用される等、都市農村交流にも寄与している。

以上のように、農業生産に係る効果と多面的機能の発揮に係る効果の双方において事業の成果が発現していることが認められる。

(平成 28 年 6 月 17 日受領)

三春町長

農用地総合整備事業による農用地整備について、当町における対象農地は存在しないが、整備区域受益者の農作業効率の向上が図られ、担い手、食農教育への取り組みも進んでいる傾向が伺える。

農業用道路整備については、受益地周辺での農作物の作付、収穫、運搬、出荷等の効率化が図られているほか、日常生活での利便性向上、交流事業における集落活性化など、都市農村交流にも大きく寄与している。

当該事業による地域農業生産向上、多面的機能の発揮、日常生活環境の改善など事業における成果があると認められる。

今後、更なる地域農業振興と地域の活性化に期待する。

(平成 28 年 6 月 17 日受領)

以上です。

浅野委員長： この関係団体の意見については、実施要領のなかに、事後評価の実施に当たっては「事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果をとりまとめるものとする」という規定があり、私たちは技術検討会ですから、事後評価委員会ではありませんが、事後評価委員会の説明をお聞きした上で、私たち独自に技術検討会の意見を取りまとめることとなります。

この関係団体の意見をその参考にしながらということ、聞かせて頂いたという理解でよろしいのですよね。

事務局： はい。

浅野委員長： それでは、2 番目の議題に移ります。議事次第（2）事後評価結果（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（事後評価結果（案）、事業の効用に関する説明資料、評価書の修正についてを説明）

浅野委員長： 位置づけとして、私たちは技術検討会ですから、評価書の 9 ページの下にある技術検討会の意見の欄に記入する意見を取りまとめるわけですが、現在までの評価書を見せて頂いて、それに対して疑問がある場合は、ここで質問してもいいですし、場合によっては、文言について修正のアドバイスをできるということですよ。

事務局： はい。

浅野委員長： 評価書を作成した主体は、私たちではありませんが、文言について疑問や内容について質問したいことがあれば、御発言ください。

今日の資料では、着色されている部分がありますが、現地調査の時から統計デー

タを入れ替えたということと、文章を少し追加したということと、東日本大震災があってその影響がある中で事後評価を行っているということを強調するように注意書きを加えたということですね。

事務局 : はい。

橋本委員 : 関係団体の意見を報告していただきましたが、評価書との関係は。

事務局 : 関係団体の意見につきましては、評価書の内容として何か不足があれば書き加えるところですが、今回頂いた意見を見たところ、特に書き加える点はないと考えておりまして、そのまま意見として受け取っているところです。

浅野委員長 : 事後評価上、評価書を構成するものではないですね。評価書を作成するにあたって、関係団体の意見を参考にするということですね。

腰山室長 : そのとおりです。

橋本委員 : 質問した理由が、郡山市長から、「農業生産に係る効果と多面的機能の発揮に係る効果の双方において事業の成果が発現していることが認められる。」という意見があって、多面的機能の発揮の言及があり、評価書の総合評価では、多面的機能の記述はない。基本的な考え方として、農業生産が持続・向上すること自体、多面的機能の発揮に寄与するという考え方ができるので、加筆の余地はあるかなと思った次第です。

事務局 : 多面的機能の発揮ということで、郡山市長の意見にはあるところですが、なかなか効果の方で客観的な数字はなく、定性的な文章になっています。

浅野委員長 : ただ、部分的にはありますよね。都市農村交流とか。

事務局 : 都市農村交流も含んではいますが、我々が整備した農地で都市農村交流が行われているものでもないもので、なかなか表現がしにくいところです。

浅野委員長 : あるいは、9ページの総合評価(1)の耕作放棄の発生が抑制されているという文言に何か付け加えると良いのでは。耕作放棄が発生すると多面的機能は失われるわけだから、入れるとしたら、ここに少し文言を付け加えてはどうでしょうか。

農業生産の維持・向上と多面的機能の保全といった形で、項目名を変えてもいいと思う。技術検討会からのアドバイスとして下さい。

飯田委員 : 事業効果の発現のなかで、担い手への作業受委託が進んでいると書いてありますが、これは、農業用道路の整備によって進んだということもあると理解してよろしいですか。

事務局 : 通行が便利になったことも影響していると思います。

飯田委員 : 農業を行うには通作をしなければならなくて、農業用道路の整備によって、通作

できる範囲が広がっていると思う。だから、そのような効果で、作業受委託が進んでいるのではないかと思う。その辺をもう少し書いてはどうでしょうか。

事務局 : 区画整理を行ったことが大きな要因なのではないでしょうか。ぬかるみでなかなか機械が入らなかったところが、作業効率が良くなって、一人で耕作できる面積が広がっていますので。

飯田委員 : もちろん、面整備の効果はあると思う。ただ、農業用道路も寄与しているのではないかと思う。

浅野委員長 : 9ページの文章だと、農用地整備のところで作業受委託のことが書かれていて、農業用道路の方でもそういった効果があるのではないかという意見ですね。

飯田委員 : 通作可能範囲の拡大ということなのですが。

橋本委員 : 現地調査のときに、畜産農家のところで、今、飯田委員が指摘されたようなことをおっしゃっていた記憶があります。借り受けて耕作する範囲が広がったとか、耕畜連携の堆肥の利用範囲だったか、どちらかが広がったようなことを言われていたように思います。

事務局 : 総合評価の(2)農林産物等流通の改善のところに、通作の改善も書き足すというのはどうでしょうか。

浅野委員長 : 前のページには関連する記述があったでしょうか。

事務局 : 6ページの4事業効果の発現状況の(2)農業用道路整備のところで、今、橋本委員が言われたような話しは書いています。それが総合評価にも残るよにということですね。

飯田委員 : 7ページの上のアンケート結果でも、農地への通作は含まれている。

浅野委員長 : その他、よろしいでしょうか。

岩崎委員 : 本事業により米の作業が軽減されたことで、野菜の作付を新たに始める農家が出てきたり、また、農薬の使用を抑えた農業生産に取り組む農家が現れたりといった、多様な農業の可能性が新たに生まれているのではないのでしょうか。

そういう意味で、9ページの総合評価の(1)農業生産の維持・向上で、稲作経営の効率化や規模拡大については書かれていますが、野菜作付の増加等による多様な農業の可能性を開いたというようなことも付け加えたらどうかと思います。

浅野委員長 : 3ページに、①作付作物の動向として、複合経営が行われていることが事実として淡々と書かれているが、事後評価として、地域の営農の可能性が広がっているということがある。私は常々、土地改良事業は地域の可能性を広げるために行う側面があると思っていて、それから考えると、農家においてどんな作物を作ることができるようになったかが、大きな意味を持っているはず。そのことが、前の方に事実

として淡々と書かれていて、総合評価の方では読めなくなっているが、それは書いてもいいと思う。農業生産の維持・向上の、向上部分の具体的な内容として、多様な作物の展開が可能になって、地域の所得形成の新たな可能性を広げたというようなことを記述してはどうかということですよ。

岩崎委員：　そうですね。

浅野委員長：　事後評価なので、実態に即して書いてはどうでしょうか。所得形成というのは言い過ぎでしょうか。事実がどこまで把握できているか、分かりませんが。

あるいは、農作業の委託も含め継続的で多様な営農が展開されるようになってきており、耕作放棄地の発生が抑制されているというぐらいにしても、いいかも知れない。

複合経営については、前にも書いてあることなので、総合評価のところも少し書き加えてもいいかも知れない。農業生産の維持・向上は、とても大事な項目なので、修正してはどうかということです。

事務局：　検討します。

浅野委員長：　その他、よろしいですか。ここまではアドバイスですが、次は、私たち技術検討会の意見の取りまとめ作業となります。取りまとめ作業の進め方について、事務局より提案があるということですので、お願いします。

事務局：　進め方について、事務局より提案させていただきます。意見の取りまとめ作業につきましても、技術検討会委員の皆様で行っていただきますが、本日プロジェクターを用意していますが、ワープロ打ち等作業補助として事務局は参加したいと思います。

それ以外の方は、いったん退室していただき、取りまとめ作業が終わるまで、待機していただきますようお願いいたします。

取りまとめ作業はおおむね30分間で行っていただきたいと思います。目標としては11時15分を目安に意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

浅野委員長：　取りまとめ作業の進め方について、よろしいでしょうか。

(各委員より：異議なしとの声あり)

浅野委員長：　そのようなやり方で作業をしたいと思います。それでは、意見の取りまとめに入ります。作業補助以外の方は、退室をお願いします。

(技術検討会の意見とりまとめ)

(休 憩)

(評価委員の再入場により再開)

浅野委員長：　それでは「郡山区域」事後評価技術検討会としての意見を読み上げます。

本区域では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、農業生産や観光等にさまざまな影響を受け、現在も米の全量全袋検査が実施されるなどの対応が継続されている。そのような状況の下、本事業により整備された農用

地や農業用道路は、農業生産の安定化並びに多様化、農産物流通の改善に主に寄与することで農業者の営農意欲を向上させ、震災・原発事故からの速やかな回復と復興に大きく貢献している。

(農用地整備)

本区域は、阿武隈山系に位置する条件不利地域であるが、区画整理等の実施により、農地、耕作道、用排水路が改善されたことから農作業の効率化が図られるとともに、農作業の受委託が進み、地域の担い手を中心に営農が行われている。

また、水田の農作業が効率化したため、余剰労働力を利用し、周辺農地で畑作の規模拡大を行う農家も見られる。

(農業用道路)

本事業により整備された農業用道路は、郡山市東部の谷地田の多い山間部の地域を南北に結んでおり、周辺の畜産農家の堆肥運搬、農家の農産物の流通の改善、通作可能範囲の拡大に寄与している。

整備前は、山間部で道幅も狭く、冬には降雪もあり、走行性は悪かったが、現在は、地域住民の安全な生活道としても活用されている。

(事業全体)

本事業により農用地や農業用道路が整備されたことで、市街地へのアクセスが向上し、本区域の集落への後継者層の定住化や人口流出の防止、農業の継続、ひいては多面的機能の発揮に寄与している。

また、事業取組みの話し合いを契機に、都市住民を対象とした農業・農村体験が実施され、地域観光資源である桜、神楽等への来訪にも利用されるなど地域の活性化に寄与している。

(今後の農業振興や地域振興に向けて)

- ① 本区域では、農作業が効率化したことにより、余剰労働力が生まれており、地元の大豆を使った豆腐づくりなど6次産業化の取組みや体験農園の推進が期待される。
- ② 都市住民に対し、管理された農地や桜等の景観、神楽等の伝統芸能や凍み餅等の伝統食といった地域資源の情報を積極的に発信することで、都市住民との交流促進が期待される。また、神楽等の伝統芸能が保持されることで、本区域の魅力ある集落の持続性の強化が期待される。
- ③ 山間部の農地においては、牛の放牧や樹園地への転換など耕作放棄地対策としての利活用の検討が望まれる。

(事後評価のあり方について)

事業により投資した費用は既に回収不可能な埋没費用(サンクコスト)となっており、それを事後において改めて便益と比較する費用対効果分析は、効果発現の検証のためには必要であるが、その結果が絶対視されるべきではない。むしろ事後評価においては、総合的かつ全体的に事業の効果を見ることが重要である。

特に、条件不利地域においては事業を実施することによって、地域住民が主体となった持続的な地域振興の可能性が広がっているが、従来の手法ではこれらの効果を表現しきれていないおそれがある。

上記のことから、事後評価において事前評価と同様に費用対効果分析を中心に据えた評価を行うことはあまり適切ではなく、農業農村整備事業が地域にどのような変化や可能性を与えたかといった視点を重視した評価を行うよう制度の見直しを検討すべきと考える。

以上を技術検討会の意見とします。委員の皆様への御協力に感謝します。
予定していた議事を全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局： 浅野委員長ありがとうございました。委員の皆様、長時間の検討、ありがとうございました。

本日の技術検討会の議事概要及び議事録は、農林水産省のホームページで公表する予定となっております。議事概要については時間的な余裕がないため、委員長に内容を確認いただくことで了解をお願いしたいと思います。

また、議事録については、事務局で早急に整理のうえ、電子メールもしくは郵送にて送付させていただきますので、各委員に確認をお願いいたします。

本日、評価書（案）の説明を行いました。御指摘いただきました内容については、事後評価委員会において検討し修正させていただきます。

評価書（案）は、最終的に8月末を目途に、農林水産省のホームページで公表となる予定です。

閉会にあたりまして、農林水産省農村振興局農地資源課の豊調査官より御挨拶をお願いします。

豊調査官： 技術検討会の委員の皆様には、現地調査と本日の技術検討会と、農用地総合整備事業「郡山区域」の事後評価のために、御多忙中、お時間を頂いたこと感謝申し上げます。

今、技術検討会の意見を聞かせて頂いて、非常に多角的な面から包括的な御示唆を頂きまして、ありがとうございました。

農業農村整備事業を実施している我々としましては、先生方から色々と評価を頂いていますが、きちんと効果が出せるように、また、世の中の方々から評価を頂けるようにということを肝に銘じながら、農業農村整備を進めなければならないと改めて思ったところです。

先ほど、事務局より話しがありましたが、評価書につきましては、今後、農林水産省内の手続きを踏みまして、他にも国営事業で事業評価を行っておりますので、それらとあわせて、8月末に農林水産省のホームページで公表という予定です。

先生方からはこれまで多くの御指導・御助言を頂きました。農用地総合整備事業だけでなく、我々の進める国営事業、農業農村整備事業の全般にわたり活かしてまいりたいと思いますので、今後とも先生方の御指導をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

事務局： これにて平成28年度 森林総合研究所営事業 事後評価「郡山区域」技術検討会を閉会します。本日はありがとうございました。

（ 閉 会 ）

「郡山区域」 事後評価技術検討会
出席者名簿

○事後評価技術検討会委員

氏名	専門分野	所属	備考
浅野 耕太	環境経済	京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授	委員長
飯田 俊彰	農業土木	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授	
岩崎由美子	地域社会	福島大学 行政政策学類 教授	
橋本 禅	農村計画	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授	

○事後評価関係者

氏名	役職	所属	備考
腰山 達哉	室長	森林総合研究所森林整備センター 農用地業務室	
豊 輝久	調査官	農林水産省農村振興局整備部 農地資源課	
坂本 義浩	上席参事	森林総合研究所森林整備センター 農用地業務室	
高木 繁光	参事	森林総合研究所森林整備センター 農用地業務室	
佐藤 永三	参事	森林総合研究所森林整備センター 農用地業務室	